

第14期 木曾谷地域森林計画変更計画書 (木曾谷森林計画区)

長野県木曾地域振興局管内

〔上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、
王滝村、大桑村〕

令和5年4月1日変更

計画期間 自 令和 4年 4月 1日
至 令和14年 3月31日

長野県

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付 法律第 249 号）に基づき、地域森林計画書を変更する。

なお、地域森林計画の変更は、令和 5 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ① 官行造林の返地に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更
- ② 森林の転用、編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更
- ③ 造林に関する事項、特に効率的な施業が可能な森林の設定基準に関する記載の追加

目 次

I 計画の大綱

第1 木曾谷森林計画区の概況.....	1
1 自然的背景（位置、気候、地形、地質、土壌）.....	1
2 社会的・経済的背景（人口、農業、工業、商業、交通、観光）.....	2
3 森林・林業の現状と課題.....	3
(1) 森林面積と蓄積	
(2) 民有林の森林資源	
(3) 民有林の樹種構成	
(4) 森林の所有形態	
(5) 林業労働力	
(6) 高性能林業機械	
(7) 林内路網の整備状況	
(8) 間伐	
(9) 素材生産、製材品の出荷	
(10) 木材流通及び利用	
(11) 特用林産物	
(12) 森林病虫害による被害	
(13) 野生鳥獣による林業被害	
(14) 保安林の配備状況	
(15) 国有林との連携	
(16) 森林経営管理制度の推進	
(17) その他	
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価.....	10
1 伐採立木材積.....	10
2 造林面積.....	10
3 林道の開設及び拡張.....	11
4 保安林の指定または解除の面積.....	11
5 保安施設地区の指定.....	11
6 保安施設事業.....	12
第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方.....	13
1 みんなの暮らしを守る森林づくり.....	14
(1) 多様な森林整備の推進	
(2) 森林の保全に向けた取組の強化	
2 木を活かした力強い産業づくり.....	15
(1) 林業再生の実現	
(2) 信州の木の利用促進	
3 森林を支える豊かな地域づくり.....	17

- (1) 森林の適正な管理の推進
- (2) 森林の多面的な利用の推進

II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	20
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	23
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	23
	(1) 森林の整備及び保全の目標	
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2	その他必要な事項	25
第3	森林の整備に関する事項	26
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	26
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
	(3) 立木の伐採・搬出に関する指針	
	(4) その他必要な事項	
2	造林に関する事項	29
	(1) <u>人工造林に関する指針</u>	
	(2) 天然更新に関する指針	
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
3	間伐及び保育に関する事項	38
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
	(3) その他必要な事項	
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	44
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
	(2) <u>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針</u>	
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	49
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
	(5) 林産物の搬出方法等	
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	52
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する指針	

(2)	森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
(3)	林業の担い手の確保・育成に関する方針	
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6)	その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	57
1	森林の土地の保全に関する事項	57
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
2	保安施設に関する事項	68
(1)	保安林の整備に関する方針	
(2)	保安施設地区の指定に関する指針	
(3)	治山事業の実施に関する指針	
(4)	特定保安林の整備に関する事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	70
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する方針	
4	森林病虫害等の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	71
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	
(3)	林野火災の予防の方針	
5	その他必要な事項	74
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	75
(1)	保健機能森林の区域の基準	
(2)	その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6	計画量等	77
1	伐採立木材積	77
2	間伐面積	77
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	77
4	林道の開設及び拡張に関する計画	78
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	89
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3)	実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林の所在及び面積及び要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	90
(1)	要整備森林の所在及び面積	
(2)	要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期	
第7	保安林その他法令による制限林の施業の方法	91

Ⅲ 参考資料..... 107

1 森林計画区の概況

- (1) 町村別土地面積及び森林面積
- (2) 気候
- (3) 土地利用の現況
- (4) 産業別生産額
- (5) 産業別就業者数

2 森林の現況

- (1) 齢級別森林資源表
- (2) 制限林普通林別森林資源表
- (3) 町村別森林資源表
- (4) 所有形態別森林資源表
- (5) 制限林の種類別面積表
- (6) 樹種別材積表
- (7) 特定保安林の指定状況
- (8) 荒廃地等の面積
- (9) 森林の被害
- (10) 防火線等の整備状況

3 林業の動向

- (1) 保有山林規模別林家数
- (2) 森林経営計画の認定状況
- (3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況
- (4) 森林組合及生産森林組合の現況
- (5) 林業事業体等の現況
- (6) 林業機械化の概況
- (7) 作業路網等の整備の概況

4 その他

- (1) 施業方法別の施業体系図
- (2) 持続的伐採可能量
- (3) その他

(付) 利用者のために..... 134

注) 1 「水源^{かん}涵^{かん}養^{かん}」や「水^{かん}涵^{かん}」の「涵」は、平成 22 年 11 月 30 日付け内閣法制局総第 208 号内閣法制次長通知に基づき漢字を用いて振り仮名を付ける表記していますが、保安林種の名称は、森林法上の表記が仮名であるため「水源かん養保安林」と表記した。

2 各表における数値は、四捨五入のため各項の加算値と総数が一致しない場合がある。

官行造林地の返地（南木曾町）



II 計画事項

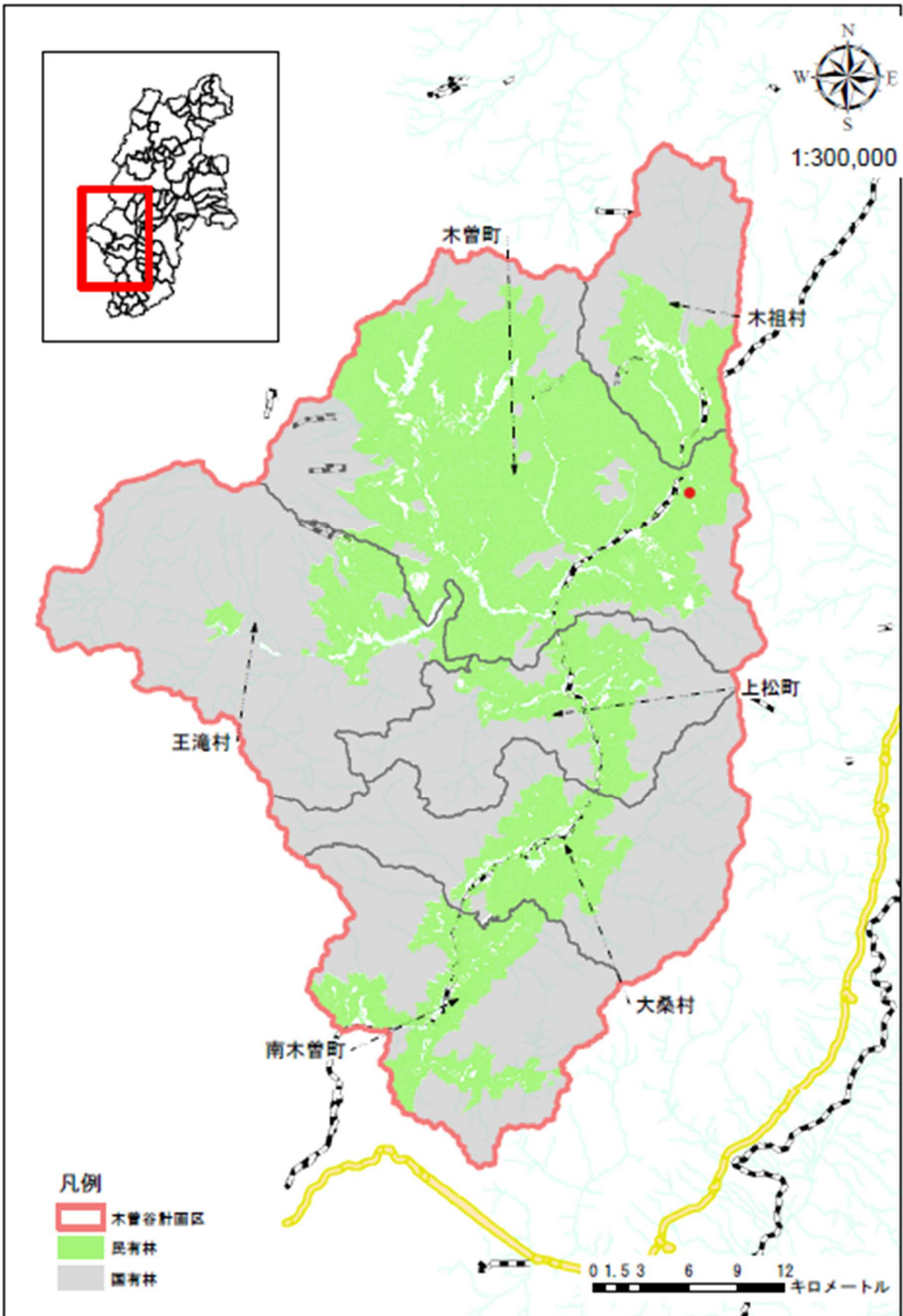
第1 計画の対象とする森林の区域

町村別森林面積（単位：ha）

町 村 名	面 積	備 考
上 松 町	4,958	減 -0ha
南 木 曾 町	6,062	増 55ha
木 曾 町	30,177	
木 祖 村	4,982	
王 滝 村	3,864	減 -1ha
大 桑 村	4,871	
計 画 区 総 数	54,913	増 54ha

- 注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 森林計画図は、木曾谷地域森林計画区に含まれる地域の町村役場及び長野県林務部森林政策課、木曾地域振興局において閲覧できる。
- 3 面積は四捨五入のため各項の加算値と総数は必ずしも一致しない。
- 4 地域森林計画の対象となる民有林（次の（1）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の（3）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、次の（1）～（4）までの事項の対象となる。
- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可
 - (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
 - (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出
 - (4) 森林法第191条の4第1項の林地台帳

【計画の対象とする森林の区域図】



第3 森林の整備に関する事項

第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に掲げる事項を踏まえ、森林の整備に関する事項を定めます。

なお、「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」は、市町村森林整備計画における立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるものです。

1 （中略）

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林による更新を図ることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

なお、市町村森林整備計画における造林に関する事項は、以下の内容を参考に定めるものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象地

【表 3-5】人工造林の対象地

人工造林の対象地	木材生産の適地
	特に効率的な施業が可能な森林
	森林の有する公益的機能の発揮が必要な土地
	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

① 人工造林の対象樹種及び植栽本数

適地適木を旨として対象樹種とその植栽本数は下表を標準とし、植栽地の状況、苗木や品種の特性等を総合的に勘案するとともに、生産目標や森林の公益的機能の維持増進を考慮して基準を定めることとします。

また、特定苗木（成長に優れたエリートツリー）や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の選定に努めるとともに、適切な再造林を図っていくため、森林施業の合理化や省力化等の観点から一貫作業システムや低密度植栽の導入を推進することとします。

【表 3-6】樹種別の植栽本数一覧表

樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
植栽本数 (ha当たり)	3,000本	3,000本	3,000本	2,300本	3,000本	3,000本

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) (中略)

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準
及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

【表 3-23】 木材生産機能維持増進森林の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
木材生産機能維持増進	林小班単位で設定する。	① 森林経営計画策定森林 ② 地利級の良い森林 ③ 地位の良い森林 ④ その他木材生産を積極的に行う森林

【表3-23】 特に効率的な施業が可能な森林の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可能な森林	木材生産機能維持増進区域のうち林小班単位で設定する。	次の①～⑤すべてに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※ これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林の主伐後においては、原則として、植栽による更新を図ることとします。